

ID: 22

担当部署: 企画課

処分の概要	手数料の免除		
例規名 根拠条項	高根沢町使用料及び手数料条例 第8条		
例規番号	平成12年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (徴収免除)</p> <p>第8条 次の各号の一に該当する事務については、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 法令の規定により、戸籍証明について無料で証明を請求することができるものであるもの</p> <p>(2) 法令の規定によって町が事務執行の義務を負うもの</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が、その職務上必要とするための請求によるもの</p> <p>(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者からの請求によるもの</p> <p>(5) その他町長が徴収する必要がないと認めるもの</p> <p>2 法令の規定により、条例で定めるところにより戸籍に関し無料で証明することができるものとされているものについては、手数料は徴収しない。</p> <p>3 町長は、視覚に障害がある者で、盲導犬(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第8条第2項の規定による盲導犬をいう。)の使用者証を有するものの請求に係る別表第2第11号から第14号までに定める手数料を免除することができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日